The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	銀雀山漢墓竹簡『守法守令等十二篇』の思想史的意義
Author(s)	湯浅, 邦弘
Citation	中国研究集刊. 1993, 13, p. 91-114
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/61096
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

銀雀山漢墓竹簡『守法守令等十二篇』の思想史的意義

湯浅邦弘

序言

一九七二年に出土した銀雀山漢墓竹簡『守法守令等十二篇』は、『管子』『尉繚子』等との類似部分を多々含む貴重な古代文献である。筆者は先に、この十二篇の内、『管子』諸篇との重複部分が存在する「王兵」篇を取り上げ、その思想的特質について考察を加えた（注1）。

引き続き、本稿では、『尉繚子』兵令篇との重複部分を持つ「兵令」篇、及び他の諸篇について検討を進め、前稿の考察と併せて、『守法守令等十二篇』全体を総括することとしたい。

その際、特に留意したいのは、この「兵令」篇と『尉繚子』兵令篇とがほぼ重複するのは何故か、また、この「兵令」篇と前稿に於て考察した「王兵」篇など他の諸篇とは如何なる関係にあるか、即ち、『守法守令等十二篇』は全体として体系性を有する文献であると言えるかどうか、更に、戦国時代から漢代に至る思想史の上で、如何なる意義を持っていたのか、そして、漢代以降、散佚してしまったのは何故か、等の諸点である。

なお、『銀雀山漢墓竹簡』［一］（文物出版社、一九八五年）は、この古逸文献を、「守法守令等十三篇」と命名し、現在その仮称が通行しているが、前稿に記した理由により、本稿でも、この仮称を「守法守令等十二篇」と改めて使用していくこととしたい。また、前稿同様、底本には『銀雀山漢墓竹簡』［一］を使用し、竹簡の欠落部分については、同書の付す注や私見

により、補訂を加えた箇所がある（注２）。

一　「兵令」篇の思想

本章では先ず、「兵令」篇の内容について検討する。前記の通り、「兵令」篇は現行本『尉繚子』（注３）兵令上下篇とほぼ重複している。但し、『銀雀山漢墓竹簡』の編者は、同じく銀雀山漢墓竹簡に含まれていた『尉繚子』と思われる文献よりもむしろ『守法守令等十二篇』との類縁性が高いとして、「兵令」篇を『尉繚子』の一部とは認定せず、『守法守令等十二篇』中の一篇として取り扱っている。何故なら、「兵令」篇の竹簡の様式・字体などが竹簡本『尉繚子』とは合致しない一方で、『守法守令等十二篇』の他の諸篇の竹簡と合致し、また、『守法守令等十二篇』の標題をまとめて示す一枚の標題木牘（注４）に、確かに「兵令」と記されているからである。こうした客観的状況から判断して、「兵令」篇が元来『守法守令等十二篇』中の一篇であった可能性は高く、『銀雀山漢墓竹簡』が「兵令」篇を竹簡本『尉繚子』中の一篇としてではなく、『守法守令等十二篇』中の一篇として取り扱っているのも妥当な措置であると言える。

そこで、次に問題となるのは、この「兵令」篇が『守法守令等十二篇』の中でどのような意義を持っているのか、また、「兵令」篇の内容が現行本『尉繚子』の兵令上下篇とほとんど重複するのは何故かという点である。本章では、これらの点に留意しつつ、「兵令」篇の思想的特質を探ってみることとしたい。

先ず、「兵令」篇の思想内容について考察すると、次のような特色を見出だすことができる。

第一に、全体の基調として、「王兵」篇と同じく、現実的な軍事論を説く点が挙げられる。「兵令」篇は、戦国の現況を踏まえぬ観念的な戦争論を説く訳でもなく、また、人事よりも天道・鬼神に縋る「兵陰陽」の思想（注５）を唱える訳でもない。その主題は、戦乱の世を如何に勝ち抜くか、またその為に士卒をいかに統括するかという点で一貫している。

第二に、これも「王兵」篇と同じく、軍事至上主義を説くのではなく、軍事に於ける「文」「武」のバランスに留意している点を挙げることができる。例えば、

篇の冒頭で、「兵なる者は逆徳なり、争なる者は事の［末なり。王者］暴［乱を伐ちて］仁義を定むるなり」と、「仁義を定む」という最終目的を明示するほか、次のように、軍事に於ける文と武との並立・併用を主張する。

兵は、武を以て棟と為し、文を以て［植］と為す。武を以て表と為し、文を以て［裏と為す。武を以て外と為し］、文を以て内と為す。能く此の三者を審かにすれば、則ち勝敗する所以を知る。武とは敵を凌ぎ死生を分かつ所以なり。［文とは利害を視て安］危［を観る所以］なり。武とは敵を［犯す］所以なり、文とは守る所以なり。兵の文武を用ゐるや、響の声に応じ、□の身に随ふが如きなり。

ここでは、先の「王兵」篇以上に、文武の内容を詳細に解説し、文武両者が表裏一体の関係で並存すべきことを強調するのである。

第三に、「王兵」篇には見られなかった特色として、自国の軍隊内に於ける士卒の統率について説くという点を挙げることができる。

兵は専一を以て勝ち、離散を以て敗る。陳は数（密）を以て必ず固く、疏を以て□□。将、威有れば則ち生き、威を失えば則ち死す。威有れば則ち勝ち、威毋（無）ければ則ち敗る。卒、将有れば則ち闘ひ、将毋ければ則ち北ぐ。［将有れば則ち死し、将毋ければ則ち辱めらる。威とは］賞罰の謂ひなり。卒、将を敵より畏れば戦ひ勝ち、卒、敵を将より畏れば戦ひ北ぐ。未だ戦はずして勝敗を知る所以は、固より将を敵に称るなり。敵と将とは猶ほ権衡のごときなり。

ここでは、特に後半部分に於ける自国の将軍と兵卒および敵軍の三者の力関係を説く点が注目される。即ち、士卒の立場から、自国の将軍と敵軍とを比較し、「卒、将を敵より畏れば戦い勝ち、卒、敵を将より畏れば戦い北ぐ」と述べるのである。『孫子』の始計篇や先の「王兵」篇でも、開戦前に於ける計謀の重要性が論じられ、その中で、彼我の将軍の力量についても客観的な比較の必要性が説かれていた訳であるが、ここでは、士卒を如何に統括するかという視点から、「敵と将とは猶ほ権衡のごときなり」と、自国の将軍と敵

軍とを比較する点に、その特色があると言えよう。

また、次の一段も、将軍と士卒との関係について述べる。

将と卒とは、父子の親、血□の樹（属）、六親の私有るに非ざるなり。然り而して敵を見て之に走ること帰するが如く、前むに千仞（仞）の溪有りと雖も、脊を折り□□……□□［前に全明の］賞［を見し］、後に必死の刑を見せばなり。将、前に其の［賞を］明らかにせず、［後に］其の厳を［明らかにせざれば］、則ち敗軍・死将・禽（檎）卒なり。□□……□□制、刑罰を厳にし、［慶］賞を［明らかにし］、功発（伐）の得を全くし、斧鉞を陳し、章旗を飾り、功有れば必ず［賞し］、令を犯せば必ず死す。両敵の相距し、行陳の薄近するに及び至りては、［将、枹を提げて之を鼓し、存亡死生、枹の端に存り］。天下の（兵を）善くする者有りと［雖も］、太鼓の後を御する能はず。卒を出して兵を陳し、陳を行して敵を視、章旗相望み、矢弩未だ合せず、兵刃未だ接せざるに、先に譟する者は虚なり。後に譟す、之を実と謂ひ、譟せざる、之を閉と謂ふ。［閉］・実・［虚は、兵の体］なり。

将軍と士卒との間には、「父子の親」「血□の樹（属）」「六親の私」もない。それにも関わらず、将軍が士卒を自在に操れるのは「刑罰を厳にし、慶賞を明らかに」しているからに他ならない。こうした「兵令」篇の主張は、将軍と士卒との人間的な信頼関係にではなく、士卒を外側から強制する賞罰に依拠せんとする点で、『商君書』に見えるような法術的思想を表明するものであると言えよう。これは、先の資料に於て、将軍の「［威とは］賞罰の謂ひなり」と定義されていたこととも関連する。即ち、「兵令」篇では、将軍と士卒とを結ぶものは賞罰という外圧であると説かれているのである。

第四に、これも「王兵」篇に見えなかった特色として、商鞅変法や出土秦律を彷彿とさせる具体的な罰則規定の存在を挙げることができる（注6）。これは、「諸県の軍を去ること百里なる者は、皆守禦の備えを為すこと、辺の一城に居るが如く」以下、現行本『尉繚子』の兵令下篇（注7）に相当する部分に見える特

色である。

これらの規定の詳細については割愛するが、概括的に言えば、その内容は、徴兵の際の出頭に関する規則（集合日時の厳守等）（注8）、戦闘の際の逃亡の禁止（注9）、軍籍の管理に関わる規則（注10）等であり、また、これらに共通する基本原則として、什伍の組織を前提とした連座制を挙げることができる。

以上のように、銀雀山漢墓竹簡「兵令」篇は、先の「王兵」篇と同様、一篇としての纏まりを持ち、また、その思想内容に於ても「王兵」篇との類似点を持つことが明らかとなった。もっとも、「兵令」篇には、「王兵」篇に見えない幾つかの特色も存在したが、その相違は、両篇の思想的な対立や矛盾を意味するものではなく、同一基調の中に於ける観点の相違を示すものと考えられる。即ち、先の「王兵」篇が「王」の「兵」とは何かという軍事の最も基礎的な理念を説くことに終始していたのに対して、この「兵令」篇は、「兵」を如何に統括し得るかについての基本原則とその具体的な「令」を論述することに主眼を置いているのである。

二　「兵令」篇と『尉繚子』

さて次に、視点を変えて、この篇が現行本『尉繚子』の兵令篇と重複する現象について考えてみたい。この点について、一つの可能性として考えられるのは、『尉繚子』の側の変化という事情である。

先述の如く、この銀雀山漢墓竹簡には、現行本『尉繚子』の一部（注11）とほぼ重複する五篇の文献も含まれており、それは、その重複部分の整合の度合いから、『尉繚子』の旧本、或いはその一部、或いは少なくとも、『尉繚子』の素材の一部と考えられ、『銀雀山漢墓竹簡』も、これらを『尉繚子』と認定して取り扱っている。これら五篇を直ちに『尉繚子』旧本の完本と考えてよいかは別として、この竹簡本の発見によって、『尉繚子』は少なくとも、従来考えられていたような魏晋以降の偽書などではなく、先秦時代の文献であることがほぼ確定したのである。

但し、現行本『尉繚子』と竹簡本『尉繚子』との間には、その構成や字句に、次のような相違も見られる。

先ず、両者の構成の差異を明らかにするために、以下、便宜上、現行本の内、竹簡本にも存在する諸篇をA群、竹簡本になく現行本にのみ存在する諸篇をB群と呼び、列挙してみる。

A群…兵談（治［兵］）＊、攻権（兵勸）、守権（篇名未詳）、将理（篇名未詳）、原官（篇名未詳）。

B群…天官＊、制談、戦威＊、十二陵、武議、治本、戦権、重刑令、伍制令、分塞令、束伍令、経卒令、勒卒令、将令、踵軍令、兵教上、兵教下。兵令上＊、兵令下。

なお、（　）内は竹簡本の篇名。篇名が確認されていないものについては篇名未詳と記す。＊印は、群書治要本にも存在する篇であることを示す。また、第一章で論述した理由により、ここでは兵令上下篇については、一応、考察の対象外とする。

さて、右の内、先ずその差異の部分、即ちB群に注目してみたい。仮に、竹簡本が『尉繚子』原本の姿をほぼ伝えるものであったと仮定すれば、B群の諸篇は、現行本『尉繚子』成立の過程で新たに追加された要素ということになる。もっとも、竹簡本が仮に『尉繚子』の旧態を伝えるものであったとしても、その完本ではなく、全体の一部であった可能性もあり、この構成上の差異は、直ちに両者の比較材料にはならないとも言える。

ただ、竹簡本が完本であるか否かについては、現段階ではそれを確定し得る材料が存在しないので、ここでは取り敢えず、A群全体とB群全体とを比較し、両群の間に顕著な相違が見られるかどうかを検討してみることとする。

そこで、A・B両群を比較すると、次のような特徴があることに気付く。第一は、A群には、天人相関思想を基調とする兵学思想への直接的批判が見られないことである。これに対して、B群に属する天官篇・戦威篇・武議篇では、「黄帝の刑徳なる者は、刑を以て之を伐ち、徳を以て之を守り、世の所謂刑徳に非ざるなり。世の所謂刑徳なる者は、天官・時日・陰陽・向背なり。黄帝なる者は人事のみ」（天官）、「天時は地利に如かず、地利は人和に如かず。聖人の貴ぶ所は人事のみ」（戦威）、「武王士民を罷（ふ）らさず、兵刃に

血ぬらずして商に克ち紂を誅す。祥異無きなり。人事の修まると修まらざるとにして然るなり。今の世の将は、孤虚を考へ咸池を占ひ、亀兆を合せて吉凶を見、星辰風雲の変を観て、以て勝を成し功を立てんと欲す。臣以て難しと為す」（武議）と、天人相関に基づく兵学思想を厳しく論難し、軍事に於ける人事の重要性を力説している。もちろんA群に於ても、逆に、天人相関的な兵学思想が説かれているという訳ではなく、人事主体の現実的軍事思想という点でB群との齟齬は来していない。しかし、少なくとも天官篇の如き激烈な批判は、A群には見当たらない。

第二に、A群には、商鞅変法を彷彿とさせる什伍・連座制等の規定が見られない。B群には、重刑令・伍制令・分塞令・束伍令・軽卒令・勒卒令・将令・踵軍令・兵教上・兵教下の如く、軍隊内の具体的な「令」やその「教」練について説く諸篇が存在し、全体の約半数を占めている。ところが、A群では、軍事・用兵の基礎的理念について、或いは攻撃論・守備論・将軍論・軍隊構成論など、より全体的総括的な主張がその中心を成し、B群に見えるような具体的な軍令・教令は説かれない（注12）。

以上の点から、出土した竹簡五篇が原本『尉繚子』の基本的性格をほぼ伝えるものであったと仮定した場合には、原本には本来なく、現行本の側に新たに加味された要素として、第一に、天人相関思想に基づく兵学思想への直接的批判、第二に、商鞅変法に類似する種々の具体的な軍令・教令の提示、の二点を挙げることができる。

但し、第一の点は、必ずしもB群全体に亙る特色ではないので、これは、A・B両群の相違というよりは、『尉繚子』全体の中に於ける天官篇・戦威篇・武議篇の特質である可能性も高いと考えられる。

そこで結局、明らかにA・B群各々の全体に関わる相違点として注目されるのは、右の内の第二の点ということになる。そして、この第二の点、即ち、商鞅変法に類似する種々の具体的な軍令・教令は、正しく、『守法守令等十二篇』中の「兵令」篇の如き資料を基に増補されたものではなかったかと推測される。

私見によれば、原本『尉繚子』の成立は、戦国時代の中期頃まで遡る可能性を持つと考えられる（注13）

が、その後、戦国時代の終息に向かって、古代中国に於ける戦争形態は、更に激化・長期化・大規模化の様相を呈してくる。そうした中で、俄かに強大化を遂げたのが、商鞅変法以来の国内改革に成功した秦であった。人事主体の現実的な戦争論を志向する『尉繚子』にとって、更に自説を補強する要素として求められたのは、この商鞅変法に見られるような軍令の数々ではなかったろうか。即ち、銀雀山漢墓竹簡「兵令」篇と現行本『尉繚子』兵令篇との重複は、こうした『尉繚子』側の増補改訂の痕跡ではないかと考えられるのである。

このように、『尉繚子』が戦国時代後期の戦争状況を反映して、本来A群を中核とするその内容を、更にB群を加える形で増補改訂して行ったとすれば、その証左は、右のような全体の構成の差異という点以外にも見出だせないであろうか。

そこで次に、A群とB群の差異という観点を離れ、竹簡本・現行本両者の重複部分、即ちA群の諸篇に着目してみたい。

A群の中で、その篇内部の構造の差異が目立つのは、現行本の攻権篇、即ち竹簡本の「兵勧」篇である。この篇は、多少の文字の異同を示しながらも、その内容は基本的にはほぼ一致している。ところが、現行本の残り約三分の一の部分（「兵有去備撤威而勝者、以其有法故也」から篇末まで）が、何故か竹簡本には全く存在しない。

この相違は、単なる偶然の産物で、それほど深い意味を持たないという可能性もあるが、現行本にのみ見えるこの部分は、不思議なことに、先のB群と同じく、什伍制や兵の動員・召集に関する記述を、その内に含む一段である（注14）。

従って、仮に、この部分も現行本の側の何らかの意図によって付加された要素であるとすれば、その意図は、先のB群を追加するに至った動機と同種のものであった可能性が高いと考えられる。即ち、『尉繚子』は、B群の追加という形でその内容を補訂すると同時に、A群の内部にも若干の改訂を試みていたのではないかと考えられるのである。

こうしたA群内部の相違を示すものとして、次に挙げられるのは、兵談篇（竹簡本の「治［兵］」篇）で

ある。この篇は、A群の中で、最も字句の異同が目立つ部分であるが、特に、将軍論に関わる次のような相違点が注目される。先ず、竹簡本の側を掲げる。

故名将而無家、絶苦（険）兪（逾）根（垠）而無主、左提鼓右慮枹而［無］生焉、故臨生不爲死、臨死不爲生、得帯甲十万、□車千乗、兵絶苦逾根、不□……怒、清不可事以財。

故に名将にして家無く、険を絶ち垠を逾へて主無く、左に鼓を提げ右に枹を慮して生くる無し。故に生に臨みて死を為さず、死に臨みて生を為さず。帯甲十万・□車千乗を得て、兵険を絶ち垠を逾へ、不□……□怒、清くして事ふるに財を以てすべからず。

ここでは、将軍たる者の悲壮な決意とその勇姿が説かれ、また、そうした将軍の下で力を尽くす兵の様が述べられている（注15）。

これに該当する現行本は、次の如くである。

将者上不制於天、下不制於地、中不制於人、寛不可激而怒、清不可事以財。

将たる者、上は天に制せられず、下は地に制せられず、中は人に制せられず。寛にして激して怒らしむべからず、清くして事ふるに財を以てすべからず。

同じく、将軍論であるとは言え、ここには、天地人、何者にも制約されない将軍の絶大な権威という観点が付加されている。即ち、一人の将軍の力を、その内面・外面に分けて捉えるとすれば、竹簡本では、我が身を棄てて責務を全うする将軍の個人的な力量や資質という内面が説かれるのに対して、現行本ではむしろ、他者に対する将軍の権威の確立という外面が重要視されているのである。換言すれば、竹簡本では、やや仁侠的な将軍像が描かれるのに対して、現行本では、より国家的・権威的な将軍像が提示されていると考えられるのである（注16）。

もっとも、現行本全体を概観すれば、そこには、士卒との人間的信頼を重視する将軍像と、士卒を遙かに超越した権威的将軍像との二つが並存していると言える（注17）。従って、この竹簡本と現行本との差異は、その性格が一変したことを意味するのではなく、元来有していた性格の内、将軍の外面的権威の確立という

側面がより補強されて行ったことを示唆していると考えられる。

また、先に触れた現行本の攻権篇（竹簡本の「兵勧」篇）の重複部分にも、次のような微妙な相違点が見える。

凡侠（挾）議（義）□□□□□起、争私結怨、貴以不得已、□□□起□適（敵）貴先、故事必当時、□必当□□（竹簡本・兵勧篇）

凡挾義而戦者、貴従我起、争私結怨、応不得已、怨結雖起、待之貴後、故争必当待之、息必当備之（現行本・攻権篇）

凡そ義を挾んで戦ふ者は、我より起こすを貴ぶ。私を争ひて怨を結ぶは、已むを得ざるに応ず。怨み結べば起こすと雖も、之を待ちて後るるを貴ぶ。故に争ふには必ず当に之を待つべく、息むには必ず当に之に備ふべし。（現行本・攻権篇）

現行本の「怨結雖起、待之貴後」に相当する部分が、竹簡本では「□□□起□適（敵）貴先」となっている。竹簡本の側の欠落が多く、また、竹簡本の誤記の可能性もあるが、竹簡本の方が常に「先」を重視しているのに対して、現行本は戦略的に「先」「後」の使い分けを主張しているように思われる。即ち、現行本の方が、より合理的戦略的な議論を展開しているのではないかと推測されるのである。

このことは、右の諸例と併せ、竹簡本と現行本の性格の差異を示唆していると言えるであろう。個人的な資質や個々の力量に頼り、先んずれば人を制することの可能な比較的小規模の戦闘から、絶大な権威と厳格な軍令とによって大軍を戦略的に操作しつつ展開される大規模な侵略戦争への道程が、この二つの兵書の差異として投影されているのではないかと考えられるのである。

但し、この差異や変化という場合、甲が乙へと性格を一変する形で変化する場合と、もともと甲にも有った性格を乙が更に補足強化した結果、両者に差異が生じた場合とが考えられるが、『尉繚子』の場合は先述の如く、元来有していた性格そのもの、或いは要素の一部がより補足強化される形で現行本側に継承されて行ったものと推測される。

そして、こうした『尉繚子』の性格の変化は、尉繚

子の伝記にも反映しているのではないかと考えられる。尉繚子の具体的な伝記としては、『史記』秦始皇本紀に記される「大梁の人尉繚来り、秦王に説きて曰く、……秦王覚め、固く止め、以て秦国の尉と為し、卒に其の計謀を用ひ、而して李斯事を用ふ」という一段がほとんど唯一のものである。但し一方で、『尉繚子』に於ける尉繚子・梁恵王の問答の存在から判断して、尉繚子は魏人、或いは嘗て梁（魏）に滞在した人物である可能性が高い。しかし、梁恵王と秦王との時代差が大きすぎるために、梁恵王に仕えた尉繚子と秦王政に仕えた尉繚子の二人を同一人物と捉えるのは困難であるとするのが通常の見解である（注18）。

しかしながら、この伝記については、右のような『尉繚子』の性格の変化を踏まえて、また別の見方も可能となるのではなかろうか。即ち、魏人あるいは嘗て魏に滞在していた尉繚子が入秦して秦王に重用されたという伝記は、実在の人物の移動というよりは、右の如き『尉繚子』の性格を反映する伝説ではなかったろうか。確かに実在の同一人物の移動としては時間的にやや無理を生じるであろう。しかしながら、この伝記が文献や学説の移動変化を反映していると考えれば、『尉繚子』に記される梁恵王との問答と『史記』秦始皇本紀の記載とを一応整合的に理解することが可能となる。

即ちこの二つの伝記は、魏に於ける尉繚子の学が商鞅変法の如き要素を補強しつつ入秦したことを示唆しているのではなかろうか。劉向『別録』の「（尉）繚（子）は商鞅の学を為む」という指摘も、『尉繚子』の性格が次第に商鞅変法の如き性格を強く帯びていった様子を捉えた評言ではなかったかと考えられる。

現段階では、なお未確定要素も多く推測の域を出るものではないが、銀雀山漢墓竹簡「兵令」篇と『尉繚子』兵令篇との重複問題、並びに『尉繚子』の成立事情については、取り敢えず、このように推論しておきたい。

以上、『尉繚子』との関係にも留意しながら、銀雀山漢墓竹簡「兵令」篇の特質について考察を加えてきた。「兵令」篇は、先の「王兵」篇との類似性を示しながらも、その標題通り、兵を統括・操作するための軍令の重要性とその具体的軍令の提示に、その主眼を置いていた。そこには、大規模な軍隊を構成する個々

の士卒を、賞罰を駆使して機能的に操作せんとする思想が存在した。そして、この点こそが、現行本『尉繚子』編纂の過程で希求され、竹簡本「兵令」篇が現行本『尉繚子』兵令篇へと姿を変えて継承される原因になったと考えられるのである。

三　『守法守令等十二篇』

本章では、更に『守法守令等十二篇』全体へと視野を拡大し、その思想的特質について考察を加えてみることとしたい。

先述の如く、「守法守令等十二篇」という書名は、篇題木牘の記載に基づく仮称に過ぎない。しかし、これらの篇の名称が一枚の木牘に列挙され、「凡そ十二」と総括されていることは、少なくとも、篇題木牘が記された段階では、これら十二篇に何等かの内容的な纏まりが意識されていたことを示しているであろう。現に、先に検討した「王兵」「兵令」両篇については、軍事思想としての基調に大きな懸隔や矛盾は見られなかった。

それでは、これら二篇を含む十二篇の纏まりとは、如何なるものであろうか。単に、形式的に種々の軍事思想を一部の書として収集し混在させているに過ぎないのであろうか。それとも、ある思想的纏まりや相互の関連性を持つ文献なのであろうか。

この点を検討するための手掛かりとして、以下では先ず、これらが如何なる読者対象を想定しているかという視点から、十二篇全体を概観してみることとする。そこで先ず注目したいのは、前章で検討した「兵令」篇の記述である。そこでは、「臣聞く、百万の衆にして戦はざれば、万人の尸に如かず、……」（兵令）の如く、臣下が君主（王者）に奏上するという体裁が取られていた。そして、これは、他の篇にも同様に見える。

しかし、こうした体裁は、当時の兵書を初め、他の古代文献にもしばしば使用される言わば常套手段である。問題は、その奏上の対象として、どの程度の王者・君主が想定されているか、という点である。

これについて興味深いのは、『守法守令等十二篇』が、ほぼ全篇に亙って、当時の国家や城市を「大」「中」

「小」に区分したり、その為政者を「帝」「王」「霸」等に区分しながら論じている点である。

戦国は、外、城郭を修め、内、甲戟矢弩を修む。万乗の国は、郭方七里、城方九［里、城高］九仞、池［広］百歩、国（都）の城郭……［郭］方十五里、城方五里、城高七仞、池広八十歩、大県……数也。中県・小県は以民戸……

右の如く「守法」篇では、「戦国」と「万乗の国」とを区別し、更に各々の国都の規模について説く。また、県を大・中・小に区分して論じる。

こうした区分は、他の篇にも頻出し、「要言」「庫法」「王法」「田法」の各篇では、各々次の如くである。

・大国は法制を明らかにして仁義を飾るを事とし、中国は守戦を以て功と為し、小国は事養を以て安と為す。大国は外諸侯に示すに道徳を以てし、内民萌に示すに仁愛を以てす。中……（要言）

・［大県］は百里、［中］県は七十里、小県は五十里。大県は二万家、中県は万五千家、小県は万［家］、……（庫法）

・□県の小大の数を以て賦の数と為すなり。車用ふ可き者、大県は［百乗、中県は］七十乗、小県は五十乗。諸々の庫器の善否美悪及穀（角）試……（庫法）

・臣之を聞く、大国仁義を行ひて道徳を明らかにし、中国守戦し、小国事養するは、天地の礼（理）なり。故に少にして長を事とす可からず、賤にして貴を事とす可からず、貧にして［富］を事とす可からず、［乱にして治を事とす可からず、小にして］大を事とす［可からず］、弱にして強を事とす可からず。少にして長を事とす、之を□□と謂ひ、賤にして貴を事とす、之を不遂と謂ひ、貧にして富を事とす、之を困道と謂ひ、弱にして強を事とす、之を撓殃と謂ひ、小にして大を事とす、之を召（招）害と謂ひ、乱にして治を事とす、之を无時と謂ふ。審かにせざる可からず。（王法）

・□□法の大術なり。食口七人は上家の数なり。食口六人は中家の数なり。食口五人は下［家の数なり］。（田法）

・大国は本作を為し、中国は便作を為し、小国は便

作を以て本作と為す。（田法）

即ち、「要言」篇では、大国・中国・小国の区分、「庫法」篇では、大県・中県・小県の区分が見え、また、「王法」篇でも、大国・中国・小国の区分、「田法」篇には、大国・中国・小国および上家・中家・下家の区分が見える。

これらは文字通り、領域の規模、政治力の大小を三段階に区分したものと考えられるが、更に次の諸篇では、通常その価値観の差異を示す帝・王・霸等の区分がなされている。

・王者は市无し、霸者は肆を成し、中国は市を利し、小国は市を恃む。市とは百化(貨)の威（隈・淵）、用の量なり。中国能く市を［利する］者は強く、小国能く市を利する者は安し。市利なれば則ち化（貨）行われ、化（貨）行わるれば則ち民□、［民□］なれば則ち諸侯財物至り、諸侯財物至れば則ち小国富み、小国富めば則ち中国……（市法）

・帝者は人を黔人と謂ひ、王者は之を黔首と謂ひ、柏（霸）者は之を民と謂ひ、諸侯は之を明（萌）と謂ふ。王者は道徳を明らかにして仁義を飭り、為……法制、度量を明らかにするなり。（王法）

・什に八人作る者は王、什に七人作る者は霸、什に五人作る者は存し、什に四人作る者は亡ぶ。一人にして大畝廿［四を］田する［者は王、一人にして］十九畝を田する者は霸、［一人にして十］四を畝を［田する］者は存し、一人にして九畝を田する者は亡ぶ。王者は一歳作りて三歳之を食ひ、霸者は一歳作りて二歳［之を］食ひ、［存者は一歳作りて十八月］之を［食ひ］、亡者は一歳作りて十二月之を食ふ。（田法）

右の如く、「市法」篇では、王者・霸者・中国・小国の区分、「王法」篇では、帝・王・霸・諸侯の区分、「田法」篇では、上家・中家・下家、及び王・霸・存・亡の区分がなされている。

このように、『守法守令等十二篇』は、ほぼ全篇に亙って、上・中・下、帝・王・霸などの区分を示しながら論を展開していることが分かる。

それでは、こうした区分は如何なる意味を持っているのであろうか。また、そもそもこうした区分がなさ

れる必然性は何であったろうか。既に『孫子』以来、興軍に際して、国内外の情報を的確に把握すべきことが主張されている。従って、こうした区分も、先ず、相手国の実情を把握する手段の一つとして上・中・下等にランク付けせよとの主張の一つと考えられる。そして、こうした段階の設定は、戦国の世に於て、国力の分化が進み、上・中・下等に区分し得る差異が明確な形で現われつつあったことを示唆しているようにも思われる。

ところが、『守法守令等十二篇』の区分は、単なる自他の力の区分には止まらないようである。と言うのは、一般に、国力を上・中・下や帝・王・霸に区分して表した場合、自国の理想は無論「上」であり「帝」となる筈である。しかし、『守法守令等十二篇』は、単純に「上」や「帝」を絶賛する訳ではないからである。確かに、『守法守令等十二篇』では、「仁義を行ひて道徳を明らかに」（王法）するのが「大国」であるとされており、また、「国家を肥やす者は、其の徳を飾る」（要言）という儒家思想に類似する主張も存在する。そこでは、儒家的王者がその理想像として掲げられているかの如くである。しかしながら、『守法守令等十二篇』の掲げる理想的な王者は、単なる儒家的王者ではない。

大国は法制を明らかにして仁義を飾るを事とし、中国は守戦を以て功と為し、小国は事養を以て安と為す。大国は外諸侯に示すに道徳を以てし、内民萌に示すに仁愛を以てす。……民を愛すること赤子の如く、法を敬ふこと師の如く、賢に親しむこと父の如し。（要言）

例えば、右の要言篇では、「法制を明らかに」することと「仁義を飾る」こととが「大国」の「事」業として併置されており、また、「愛民」「敬法」「親賢」の三者が並立の関係にあることが分かる。確かに、「道徳」「仁愛」など、儒家思想を彷彿とさせる語句が見られるものの、その「大国」は単なる儒家的王者像を反映したものではなさそうである。

また、次の王法篇でも、その「王」者は、決して儒家的な王者像を体現する存在ではない。

長少を□する所以なり。六親を和する所以なり。国を富ます所以なり。兵を強くする所以なり。土

を広くする所以なり。主を尊ぶ所以なり。令を行ふ所以なり。国富めば則ち民衆く、民衆ければ則ち兵強く、兵強ければ則ち土広く、土広ければ則ち主尊く、［主尊ければ］則ち令行はれ、［令行はるれば］則ち敵人制せられ、敵人制せらるれば則ち諸侯賓服し、［諸侯賓］服すれば則ち□立ち、□立てば則ち王者の翹治なり。審かにせざる可からざるなり。

ここでは、王者の優れた統治について説かれている。ところが、ここには、「長少を□する」及び「六親を和する」という儒家的観点と「富国」「強兵」（「広土」「尊主」）「行令」という、むしろ法家思想を彷彿とさせる観点とが並存している。この「王者」は、「王」と言いつつ、その内実はむしろ霸者的なのである。

そして、武力行使を当然とするこの霸者の時代こそが、実は、『守法守令等十二篇』の立論の前提になっていると考えられる。この点について、同じく王法篇の次の二つの資料を対比してみよう。

臣聞く、古の王者、鶏狗の声相聞へ、其の人民死に至るまで相問見するを得ざるなり。上其の相問見するの道を禁ずるに非ず、法立ち礼行はれて民礼節を為し、相朝夕に問見する者は、外以て患禍に備へ、内以て衣食に備ふるなり。（王法）

先ず、これは「古の王者」についての記述であり、『老子』の説くような素朴な世界が描かれている（注19）。但し、「鶏狗の声相聞え、其の人民死に至るまで相問見するを得ざるなり」という理想郷の存在は、「法立ち礼行われて」という制度の確立や「外以て患禍に備え」という外敵の脅威に対する防備をその前提とするものであり、殊更な政治技術を否定する『老子』とは、その発想が基本的に異なると言える。

これに対して、霸王の国の状況は次のように説かれる。

臣聞く、柏（霸）王の国、其の民労すれば能く之を佚し、飢すれば能く之を食はし、寒ければ能く之に衣せ、乱るれば能く之を治む。飢するも食す能はず、寒きも衣せる能はず、乱るるも治むる能はざれば、則ち外殺す能はず、中禁ずる能はず、内使ふ能はず。上三者を操れば、民外に□□无く、

内に感欲无きなり。之を殺さんとすれば則ち死し、之を生かさんとすれば則ち生き、之を使はんと欲すれば則ち使ふ。在上□□能く此の三者を審かにするは、柏（霸）王の道なり。此の三者を審かにする能はずして王と言ふ者は、是れ虚にして大と為し、跂（企）にして長と為すなり。臣以て難しと為す。（王法）

ここでは、民を自在に操作し得る三つの観点（第一句のみ四つの観点）を掲げ、「霸王の道」と定義している。冒頭は、儒家的王者像に類似するが、「外殺す能はず、中禁ずる能はず、内使ふ能はず」とか、「之を殺さんとすれば則ち死し、之を生かさんとすれば則ち生き、之を使はんと欲すれば則ち使ふ」という記述は、やはり「霸」者的要素の濃厚な「王」者像が提示されていると思われる。

即ち、『守法守令等十二篇』は、理想としての「古の王者」の国、帝者・王者の時代を一応掲げながら、それを、最早ほとんど実現不可能な理想と見做し、実質的には、武力行使によって世界を平定・統括する霸者の国、霸王の時代を前提として、そうした霸者像を実現可能な理念の上限として提示しているのである。

この点に関連して注目されるのは、「市法」篇について論及する李学勤氏「銀雀山簡『市法』講疏」（注20）である。この論文は、銀雀山漢墓竹簡「市法」篇の特質を、『管子』乗馬篇との関係に留意しながら考察し、「市」の価値や意義が王者・霸者・中国・小国で各々異なることを指摘する。また、「市法」篇の編者にとっては、もはや王者・霸者は理想を託する存在に過ぎず、中国・小国こそが戦国時代の現実を反映するものであった、と主張する。

先述の如く「市法」篇は、「王者は市无し、霸者は肆を成し、中国は市を利し、小国は市を恃む」と、王者・霸者・中国・小国ごとに「市」の意義を区分していた。仮に「市法」篇の著者の主張が単に「王者」の絶賛にあるのなら「王者は市无し」と有る如く、この篇は、王者にとって何故「市」は無用なのかという理念を語って終わる筈である。しかし、以下この篇は、「市とは百化（貨）の威（隈・淵）、用の量なり。中国能く市を［利する］者は強く、小国能く市を利する者は安し。市利なれば則ち化（貨）行はれ、化（貨）

行はるれば則ち民□、［民□］なれば則ち諸侯財物至り、諸侯財物至れば則ち小国富み、小国富めば則ち中国……」と、中国・小国に的を絞って「市」の効用を現実的に説いて行くのである。

この「市法」篇からも、『守法守令等十二篇』に於ける、実現不可能な理想と時代状況を反映した現実的思索との併記という構図を読み取ることができるであろう。

従って、『守法守令等十二篇』に頻出する上・中・下等の区分は、単に諸国の力量を格付けしたり、その最「上」の国家・君主を絶賛したりするためのものではなく、国内の実態や自他の実力を自ら的確に判断し、その分に応じた実現可能な施策を遂行するための現実的基準として提示されているのである。そこには、理想としての「上」は有るが、それは全ての国家にとっての理想ではない。またそもそも、「中」や「小」が無価値なもの、あるいは価値が劣るものとして否定されている訳でもない。

また、「守法」篇には、『墨子』備城門篇および号令篇と類似する「守城の法」「守城の造」が存在するが、これらの記述が敵国の実情把握と共に自国の実態の明確化とも緊密な関係にあることは言うまでもなかろう。国家や城市の上・中・下によって、その具体的な「守城の法」や「守城の造」が相違するのはむしろ当然だからである。

また、先の「庫法」篇では、「［大県］は百里、［中］県は七十里、小県は五十里。大県は二万家、中県は万五千家、小県は万［家］」という県の区分が見られたが、これも単なる県の規模の区分に止まらず、「□県の小大の数を以て賦の数と為すなり。車用ふ可き者、大県は［百乗、中県は］七十乗、小県は五十乗」の如く、その規模に応じた課税の問題と密接に関連しているのである。これらもやはり、自国の実情の的確な把握と、その実情に応じた施策の推進という観点で一貫しているように思われる。

このように、『守法守令等十二篇』は、某臣下が某君主に奏上するという形式を取りながら、分化の進んだ国力の差異を明示し、空虚な理想を追求することなく、その実力に応じた施策を遂行せよと力説するのである。戦国時代にあって、『守法守令等十二篇』の主

張は、もはや王道の理想を追求し得なくなった戦国諸国に対し、実現可能な施策とその遂行の正当性を賦与せんとする一つの試みであったとも言えるであろう。

このことはまた、『守法守令等十二篇』全体の構造からも推測することができるように思われる。先述の如く、『守法守令等十二篇』は、前稿で考察した「王兵」篇、本稿の前半で取り上げた「兵令」上下篇を初め、十二の篇から構成されており、現在、「守令」「委法」を除く十篇の内容が確認されている。

この内、その篇名のみから直ちに軍事を想起し得るのは、「守法」「王兵」「兵令」（「守令」）の各篇である。これらは、その内容も各篇名に違うことなく、「守法」は守城・防御の法を、「王兵」は王者の軍事の在り方を、「兵令」は軍令・教令の提示を各々その主題としていた。ところが、これ以外の諸篇は、篇名のみでは軍事に関する著作と即断できないもの、或いは、一見その内容が軍事とは直接結び付かないのではないかと思われるものばかりである。

しかし、それらの諸篇も軍事と全く無関係に混在しているのではない。国家の基本的在り方を説く「要言」篇、兵器・食糧等の管理について説く「庫法」篇、市場管理について説く「市法」篇、刑罰・獄官について説く「李法」篇、国家の基本的生産の在り方について説く「王法」篇、農業生産と消費と国力との関係について説く「田法」篇。これらは全て「王兵」「兵令」篇など兵そのものを主題とする諸篇と相俟って、その意義を明確に浮上させる。即ち、『守法守令等十二篇』は、国家の基本的な政治理念、具体的な政治技術と軍事思想とを密接不可分の関係に置いた上で、戦国諸国に現実的な理論とその具体的な施策とを提供せんとしているのである。

結　語

銀雀山漢墓から出土した古代文献は、名もなき古逸書であるために、また、破損の多い竹簡に記されているという理由によって、これまで、主要な研究対象とされることはほとんどなかった。確かに、これらの文献は、戦国から漢代に至る思想史の上で、その名を特筆されるような存在であったとは言い難い。

しかしながら、各篇の内容を子細に検討していくと、当時に於ける思想的意義、また他文献の成立との関係など、看過できない資料的価値を持つことも、次第に明らかになってきた。

『守法守令等十二篇』の内、「王兵」篇は、「王」者の「兵」について説く。但し、その「王」とは、仁徳によって世界を帰服させ得るという儒家的王者ではなく、武力行使を前提とする世界の霸者であり、また、その「兵」も、単なる他国への脅威・抑止力ではなく、文武のバランスに留意しながらも明らかに現実に発動・行使することを前提とした軍事力であった。

この「王兵」篇の特質は、前稿に於て論述した如く、戦国から漢代に至る王霸観や軍事思想の流れと密接な関係を持つと言える。そして同時に、この篇は、『管子』軍事関係諸篇の成立に際し、多くの素材を提供したと考えられた。

次に、本稿前半で検討した「兵令」篇は、兵を機能的に統括・操作するための軍令・教令の重要性を説き、同時に、その具体的な諸規定を提示する。これらは、商鞅変法や出土秦律を彷彿とさせるものであり、民を如何に徴用し、兵を如何に操作するかという法術思想的な発想に基づくものであった。そして、この篇は、現行本『尉繚子』兵令上下篇とほとんど重複するが、それは、戦国時代に於けるこうした要素の重要性を痛感した『尉繚子』の側が、増補改訂に当たって、そうした要素を取り込んだためではないかと推測された。

更に、「王兵」「兵令」篇以外の諸篇にも、各々一篇としての内容的な纏まりが見られると同時に、十二篇全体としての思想的な整合性を見ることができた。これらは、国家や城市を帝・王・霸、上・中・下等の段階に区分しつつ、その実力に応じた施策の遂行を主張するという点に、その最大の特色を示した。しかもそこでは、単に「上」や「帝」が理想的形態として絶賛されるのではなく、むしろ「中」や「下」の諸国を対象に、せいぜい「霸」者が理想の上限として掲げられていた。また「王」そのものも、儒家思想の説く有徳の「王」、即ち武力行使を必要とせぬまま世界を自から帰服させ得る無敵の「王」者ではなく、文武のバランスに留意しながら、法治を推進し、攻戦を断行する、霸者的要素を多分に含む王者であった。

戦国時代以来、「王」とは何か、「霸」とは何か、またその両者は如何なる関係にあるかという政治理念の問題が思想史の重要課題となり、またこれに関連して、国家統治の基本原理を「徳」に置くか「法」に求めるか、あるいは、「文」に頼るか「武」を尊ぶかという政治論が、対立と統合とを繰り返しながら展開して行った。銀雀山漢墓竹簡『守法守令等十二篇』は、こうした思想史の流れの中に於て、その一つの思索の跡を示していると言えよう。

但し、先の「王兵」篇の検討に際して言及した通り、「王兵」篇については、その天道観の欠落という点に於て、漢代思想史との連続性を見出だすことが困難であった。またこの点は、「兵令」篇など本稿で検討した他の諸篇についても同様であると言える。

一方、例えば『孫子』にも、軍事と天道との関係に対する思索は見られない訳であるが、『孫子』は、国家の内政と軍事とに密接な関係ありとしながらも、軍事を一応独立の領域として専論した。それ故に、『孫子』は、その充実した内容とも相俟って、兵学思想としての普遍性を永く保持し得たと言える。

これに対して、この『守法守令等十二篇』は、軍事思想を国家の政治領域に深く浸透させ、政治と軍事との間を具体的な諸施策の提示によって繋ごうとしていた。従って、その軍事思想は、戦国時代に於て強い現実性・具体性を帯びていたと思われる反面、その後の政治理念や世情の変化に伴って、その立場や価値は大きく動揺したことが予想される。『守法守令等十二篇』は、漢代以降、古逸書の運命を辿ることとなるが、その要因の一端は、こうした自らの基本的性格そのものの中にも在ったと言えるであろう。

しかし、二千年の歳月を経て現代に蘇ったこの文献は、儒家思想や法家思想、或いは旧来の兵学思想以外にも、戦国諸国を対象とした様々な軍事論・政治論が模索されていたことを示し、また、『管子』『尉繚子』など、現存する主要な古典の成立に、こうした古逸書の存在が深く関与していた事実を明らかにしたのである。

注

（1）拙稿「銀雀山漢墓竹簡古逸兵書の研究―「王

兵」篇の考察―」（『古代文化』第四十三巻第十二号、一九九一年）。以下、前稿と称す。

（2）以下、訓読に際して、使用する符号は『銀雀山漢墓竹簡』に従うこととする。主なものは次の通りである。

□□□…原文自体が欠落していて判読困難な箇所。

［語句］…原文自体は欠落しているが、前後の文脈、あるいは他文献との比較により、推定される語句。

（文字）…異体字を正字体にするなど、直前の文字を読み替えたもの。及び、語注・補足。

（3）『尉繚子』の現行本を代表するのは、二十四篇からなる宋本『武経七書』本（『続古逸叢書』所収）である。またこの他、古本として『群書治要』本があるが、『群書治要』本は僅かに天官・兵談・戦威・兵令の四篇を残す断簡であるため、以下では、便宜上、宋本『武経七書』本を現行本と呼ぶことにする。なお、竹簡本・宋本・『群書治要』本の三者を、その重複部分の字句の異同に注目して比較してみると、基本的な構成や論理の展開には大きな相違は見られないものの、竹簡本と『群書治要』本との類似性が相対的に高く、また、全体の文字数は竹簡本が多く、宋本・『群書治要』本は竹簡本に比べてやや簡略な表現が多い。このことから、三者の成立の時間的関係としては、竹簡本→『群書治要』本→宋本、の順になるのではないかと推測される。

（4）『銀雀山漢墓竹簡』に掲載された標題木牘には、「守法」「要言」「庫法」「王兵」「市法」「守令」「李法」「王法」「委法」「田法」「兵令上篇」「下篇」の十二の篇名が記されている。

（5）『漢書』芸文志兵書略に「兵陽陰」を定義して、「陰陽は、時に順ひて発し、刑徳を推し、斗撃に随ひ、五勝に因り、鬼神を仮りて助と為す者なり」と言う。

（6）湖北省雲夢県睡虎地から出土した秦の法律関係文書「雲夢秦簡」の実態については、拙稿「秦

律の理念」（『中国研究集刊』天号、一九八四年）、および「秦の法と法思想－雲夢秦簡を中心として－」（『日本中国学会報』第三十九集、一九八五年）参照。

（7）竹簡本は、その標題木牘には「上篇」「下篇」と区別して記されているものの、本文を記した竹簡自体には、上下の区分を示す印はなく連続して筆写されている。上篇と下篇との区分は、内容的には明瞭であり、また標題木牘にも上下篇の区分の明記があることから、「兵令」篇は本来、上下の区別があり、この竹簡に筆写される段階で連続的に記されたのではないかと推測される。なお、『群書治要』本『尉繚子』には、上篇に相当する部分のみが見られ、下篇に相当する部分は存在しない。このことも、兵令篇が内容的には二つの部分から成ることを示唆しているように思われる。

（8）例えば、「将吏に後れて大将の所に至ること一日ならば、……吏戍一歳」など。

（9）例えば、「将吏其の卒を将ゐて北ぐるは、其の将［吏］を斬る」など。

（10）これによると、当時、「名は軍に在りて実は家に居る」という徴兵逃れが実際にあったか、或いは十分に予想される状態にあり、それが国内の食料事情に深刻な影響を及ぼしていたことが分かる。

（11）出土した竹簡本の内、現行本『尉繚子』と重複するのは五篇ある。兵談篇と重複する「治［兵］」、攻権篇と重複する「兵勧」、そして篇題は未詳であるが、各々守権篇・将理篇・原官篇に相当する三篇である。また、この他、この「兵令」篇も重複している訳であるが、先のような理由により、一応除外しておく。

（12）但し、後述の如く、A群にも什伍・連座制等の重要性自体を主張する部分は存在する。

（13）『尉繚子』の成立については、拙稿「『尉繚子』の富国強兵思想」（『東方学』第六十九輯、一九八五年）参照。

（14）例えば、「故に五人にして伍、十人にして什、百人にして卒、千人にして率、万人にして将あ

り」「故に凡そ兵を千里に集むる者は旬日、百里の者は一日、必ず敵境に集む」など。

(15) 『銀雀山漢墓竹簡』は、この部分の参考として、現行本兵教篇の一段「爲將忘家、逾垠忘親、指敵忘身（将為るもの家を忘れ、垠を踰へては親を忘れ、敵を指しては身を忘る）」を挙げている。

(16) また、この「将たる者、上は天に制せられず、下は地に制せられず、中は人に制せられず」という一文は、B群に属する武議篇に於ても、人事を重視し、呪術的な兵法を否定する文脈の中で使用されており、このことからも現行本の側が将軍論に関して微妙な改変を試みているのではないかと推測される。

(17) 例えば、「呉起秦と戦ふ。舎するに隴畝を平かにせず。僕櫛もて之を蓋ひ、以て霜露を蔽ふ。此くの如きは何ぞや。自ら人より高きとせざるが故なり」（武議）、「将帥なる者は心なり。群下なる者は支節なり。其の心動くに誠を以てすれば、則ち支節必ず力む」（攻権）などは、相互の人間的信頼、仁侠的繋がりを主張しているが、他方、「号令明らかにして法制審かなり。故に能く之をして前ましむ。賞を前に明らかにし罰を後に決す」（制談）、「試みに臣の其の術を言ふを聴け。三軍の衆をして一人を誅して刑を失ふこと無からしむるに足る。父は敢て子を舎さず、子は敢て父を舎さず。況んや国人をや」（同）などは、将軍と士卒とを結ぶものとして賞罰という外圧の重要性を説いている。

(18) 鐘兆華氏『尉繚子校注』（一九八二年、中州書画社）。

(19) 『老子』第八十章の「小国寡民」以下を参照。

(20) 『秦漢簡牘論文集』（甘粛省文物考古研究所編、甘粛人民出版社、一九八九年）所収。